

タイトル	債権譲渡につき動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律四条一項の譲渡登記を経由した譲受人が、同条二項の通知がなされなかったため、その後に第三債務者がした供託において被供託者として記載されていなかった場合と右供託金に対する還付
著者	遠山，純弘
引用	北海学園大学法学研究，46(1)：161-175
発行日	2010-06-30

〈判例研究〉債権譲渡につき動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律四条一項の譲渡登記を経由した譲受人が、同条二項の通知がなされなかったため、その後第三債務者がした供託において被供託者として記載されていなかった場合と右供託金に対する還付請求権の取得の可否
供託金還付請求権確認等請求事件

東京地裁平成二〇年（ワ）八五四五号、平成二一年一月一六日民一二部判決
判時二〇四〇号二六頁

遠 山 純 弘

【事案】

Xは、平成一九年七月三〇日、Y₁株式会社に対して、二〇〇万円を貸し渡した。なお、右貸渡しにおいて、以下のこと

が合意された。一、返済方法、平成一九年八月二三日を第一回とし、以後、毎月二三日に八万三〇〇〇円（最終回は九万一〇〇〇円）を支払う。二、利息、年九・五パーセント、毎月二三日に支払う。三、遅延損害金、年一八パーセント。四、

特約、 Y_1 が履行を遅滞した場合、 X の請求により期限の利益を喪失する。 X の請求が Y_1 の責に帰すべき事由により到達しなかったときは、通常到達すべき時期に期限の利益を喪失する。

Y_1 は、平成二〇年一月二三日に支払うべき分割金の支払いをしなかったため、 X は、同月二九日、 Y_1 に対して催告書を送付した。同催告書は、同年二月一日、 Y_1 に配達されたが、不在のため持ち戻りとなり、その後留置期間経過により X に返送された。その結果、 Y_1 は、同年二月一日、残金一五八万五〇〇円および平成一九年二月二六日から平成二〇年一月三十一日までの利息一万三七五八円の合計一五九万八七五八円について、期限の利益を喪失した。

Y_2 は、平成一九年七月二八日付金銭消費貸借契約書により、 Y_1 が上記により負担する貸金返還債務を連帯して保証する旨約した。

X と Y_1 は、平成一九年七月二八日、 X の Y_1 に対する上記貸金債権を担保するために、 Y_1 がA株式会社に対して有する運送契約に基づく運送代金債権三二四万一九八一円（支払日、平成二〇年一月三十一日。支払場所、埼玉県草加市。以下、「本件運送代金」という。）を含む取引先に対して現在または将来

取得する債権を譲渡する旨の集合債権譲渡契約を締結し、平成一九年八月二日、上記債権譲渡につき、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）四条一項に基づいて、債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記を経由した。

他方、 Y_1 は、 Y_3 ないし Y_{11} に本件運送代金債権を譲渡し、平成二〇年一月八日から同月二五日までの間に上記債権譲渡の通知がAにされ、また、Bは、 Y_1 を債務者とし、Aを第三債務者とする債権仮差押命令の申立てをし、その旨の債権仮差押命令を得、同月一八日、同命令は Y_1 に送達された。

平成二〇年二月四日、Aは、本件運送代金について、債権者不確知を理由として、被供託者を Y_1 および Y_3 ないし Y_{11} （以下、 Y_1 および Y_3 ないし Y_{11} をまとめて「 Y ら」という。）とし、Bによる仮差押えを表示して、本件運送代金三二四万一九八一円および遅延損害金の合計三二四万四一〇七円を供託した（以下、「本件供託」という。）。

そこで、 X は、 Y_1 および Y_2 に対し、貸金返還請求権および連帯保証債務履行請求権に基づき一五八万五〇〇円および遅延損害金の支払を求めるとともに、 Y_1 に対する貸金債権の残元金および利息の合計額である一五九万八七五八円につき

還付請求権を取得した旨を主張して、Yらを被告として、右還付請求権の存在確認を求める訴えを提起した。

【判旨】

本判決は、まず、XのY₁およびY₂に対する貸金返還請求権および連帯保証債務履行請求権に基づく支払請求につき、それを認容し、そのうえで、Yらに対する還付請求権の存在確認を求める訴えも認容した。

〔1〕 まず、債務者は、過失なく債権者を確知することができないときは、供託をすることにより、債務を免れることができる（民法四九四条後段）ところ、債権の二重譲渡があった場合や同一の債権について差押・転付命令が競合した場合等はこれに該当すると解される。そして、債務者は、供託をすることにより直ちに債務を免れる（ただし、供託物を取戻した場合には供託をしなかったこととなる。民法四九六条一項）。他方で、Xは、Y₁に対する貸金債権を担保するために、Y₁がAに対して有する運送契約に基づく本件運送代金債権を含む取引先に対して、現在または将来取得する債権を譲渡する旨の集合債権譲渡契約を締結し、同債権譲渡につき、特例法四条一項に基づいて、債権譲渡ファイ

ルに譲渡の登記を経由したのであるが、特例法四条二項は、当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときに民法四六七条の規定による確定日付ある証書によって通知があったものとみなしているから、それ以前に供託をした場合、債務者（第三債務者。本件においては、A）は、債務の消滅を債権の譲受人（本件においてはX）に對抗できることとなる。

そうすると、本件のような場合に特例法により優先権を有する債権の譲受人に帰属しているとの解釈を採ったとしても、特段、債務者（第三債務者）に不利になることはない。

〔2〕 次に、特例法四条二項により、当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知したときに民法四六七条の規定による確定日付ある証書によつて通知がされたこととなるから、特例法四条一項により債権譲渡ファイルに譲渡の登記を経由した債権の譲受人は、実体法上、他の債権譲受人（二重譲受人）に優先することとなるのであるが、当該債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をするまでの間は、債務者は、当該債権者の存在を知らないものであるから、供託書にも被供託者として記載はされないし、供託通知書

も当該債権者に発送されない（民法四九五条、供託規則一六条、一九条（一九号の誤り——括弧内、筆者）。そして、本件供託のように、被供託者として供託書に複数人が記載されている場合に、供託書に供託物の還付を請求し得べき者として記載されている者（供託規則一三条二項六号）が、相互間で供託物の還付請求権が誰に帰属しているかについて確定判決を得た上で、これを添付して、供託物の還付を受けようとした場合、特例法四条二項により、債権譲受人が、当該債権の債務者（第三債務者）に登記事項証明書を交付して通知をした後であっても、供託官において、これを確認する手段はないから、供託官は、その還付請求に応じざるを得ないが、その場合は、一連の供託手続は終了したものと取り扱えば足りる（実体法上優先権を有する債権者が不当利得返還請求権を還付を受けた者に対して取得すると解すれば足りる。）。

したがって、この点で、上記の解釈は、供託実務に特段の負担を課するものではない。

- (3) 供託規則一三条二項六号は、「供託の還付を請求し得べき者」を「被供託者」として記載することを要求しているが、これは、供託の原因たる事実及び還付請求権の帰属を申請

段階で確定し、供託事務の円滑な運営を趣旨とするものであって、そのことにより、供託物の還付請求がされた場合に、弁済の効力を実体法上否定する理由となるものではない。

供託の私法上の性質については、X指摘のとおり、第三者のためにする寄託契約であるとするのが通説的見解ではあるが、そのことから具体的な結論を演繹的に導き出すことはできず、ある程度目的的に変容する解釈を採らざるを得ない場合があることは否定できない。例えば、相続人不明の場合に債権者不確知を理由として弁済供託をする場合、供託物の還付を請求し得るべき者を供託書に記載することは不可能である。この場合、死者の相続人という抽象的な限度で（しかも複数の相続人があった場合の具体的な相続額も明らかでない。）受益者（第三者）を想定せざるを得ないが、そのような記載も供託書にされるわけではないから、この弁済供託は、通常の第三者のためにする寄託契約についての理解の範疇を超えるものであるといわざるを得ない（要するに、実体法上権利がある者を還付請求権の帰属者とするという以上のもではない。）が、この弁済供託が有効であることは一般に承認されている。

したがって、供託の私法上の性質を第三者に対する寄託契約であると解することは、本件のように後に実体法上優先する債権者が出現する可能性のある場合には、確定判決により実体法上債権を有することの証明がされることを条件として供託物の還付請求権が優先債権者に帰属するものと解することの障害とはならない。

- (4) 以上の次第で、Xの本件供託金のうち、一五九万八七五八円について還付請求権を有することの確認を求める請求は理由がある。」

【評釈】

一 本件は、債権譲渡につき特例法四条一項の譲渡登記を経由した債権の譲受人が同条二項の通知をしない間に第三債務者が供託をした場合における供託金還付請求権の帰属が問題となったものである。本判決は、この場合に右譲受人に供託金還付請求権が帰属することを認めたものであるが、これまで先例のない問題に関する判断であり、今後の供託実務の先例として重要な意義を有するものと解される。

なお、本件では、XのY₁およびY₂に対する貸金返還請求

権および連帯保証債務履行請求権に基づく支払請求も問題となっているが、以下では、本件の中心的な問題であるXのYらに対する供託金還付請求権の存在確認を求める訴えについて検討していく。

二 特例法は、法人がする金銭債権の譲渡につき民法が規定する債権譲渡の對抗要件に関する特例を設け、債務者に対する対抗要件と第三者に対する対抗要件とを分離した¹⁾。特例法によれば、法人が金銭債権を譲渡した場合に、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、債務者以外の第三者については、民法四六七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされる(特例法四条一項)。もともと、債権の譲受人は、これによってたんに債務者に対して譲渡を対抗することはできず、債権譲渡およびその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人もしくは譲受人が当該債権の債務者に同法一条二項に規定する登記事項証明書を交付して通知し、または債務者が承諾をした場合に債務者に対して譲渡を対抗することができる(特例法四条二項)。つまり、特例法のもとでは、債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされた後であっても、債務者に対して特例法四条

二項の通知がなされるまでは、債権の譲受人は、第三者に対しては債権の譲渡を対抗することができるが、債務者に対してはそれを対抗することができないということが生ずる。それゆえ、債務者Aがした供託について言えば、本件では、債権の譲受人Xが債務者Aに対して特例法四条二項の通知をしていないのであるから、Xは、Aに対して本件運送代金債権の譲渡を対抗することができず、Aは、対抗要件を具備した債権の譲受人であるYらを自己の債権者として取り扱えば足り、その結果、Yらに対する債権者不確知を理由とする運送代金の供託によって債務を免れることができる。⁽³⁾

三 とはいえ、本件で問題なのは、債務者Aの免責ではなく、債権の譲受人相互間における供託金還付請求権の帰属である。本判決は、Xに供託金還付請求権が帰属するとしているが、その理由は、XがYに対して実体法上優先する債権者である、ということにある。⁽⁴⁾ 債権の譲受人が特例法四条二項の通知をしていないため、債務者に対して債権の譲渡を対抗することができないとしても、同条一項の譲渡登記を経由した以上、第三者に対しては、それを対抗することができる。そして、特例法四条一項の譲渡登記を経由した

譲受人と民法四六七条に基づく確定日付のある通知をした譲受人相互間の優劣は、債権譲渡登記ファイルに譲受人が登記された日時と民法四六七条による確定日付のある通知が債務者に到達した日時の先後によって決せられる。⁽⁵⁾ 本件では、Xの譲渡登記は、平成一九年八月二日であり、Yらの譲渡通知がAに到達したのは、平成二〇年一月八日から二五日の間であるから、いずれにせよ、Yらに対してXの対抗要件の具備が先であり、本判決の表現を借りるならば、Xは、Yに対して本件債権譲渡につき優先権を有する。⁽⁶⁾

四 しかしながら、Xが実体法上Yらに対して優先権を有する、ということが何故Xに供託金還付請求権が帰属することの理由たりうるのであろうか。本件では、単なる債権の譲受人相互間における実体法上の権利関係の優劣が問題なのではなく、供託金還付請求権の帰属が問題なのである。つまり、問題は供託法にかかわる。とりわけ本件では、債権の譲受人Xが特例法四条二項の通知をする以前に債務者Aが同じく債権の譲受人であるYらに対して供託したため、供託書に被供託者としてXの氏名が記載されていない、ということが問題となる。言い換えれば、実体法上Yらに対して優先権を有するXが、供託書に被供託者として氏名

が記載されていないにもかかわらず、なおAが供託した本件運送代金について還付請求権を有するか、ということが問題となる。

通常、供託所に供託しようとする者は、法務大臣の定めた書式により供託書を作成し、供託物に添えて申請することを要する（供託法二条）。また、供託書には、「供託物の還付を請求し得べき者」を被供託者として記載しなければならぬ（供託規則一二条二項六号）。このように、供託書に被供託者を特定して記載する趣旨は、供託者が実体上の原因関係を明らかにして供託申請をする以上、その供託関係の成立によって還付請求権を取得する者を明らかにし、供託官の形式審査により無効の供託を未然にチェックすることにあるとされている。⁽⁷⁾

そして、「AまたはB」を被供託者としてなされた供託において、第三者CがAまたはBを相手に債権の存在確認の訴えを提起し、その訴訟の確定判決を得たうえで、この確定判決正本を添付して払渡請求をすることができるか、という問題については次のように説かれている。

「AまたはB」を被供託者とする債権者不確知供託においては、供託書に被供託者として記載されていない第三者C

がAまたはBとの関係で実体上の権利者であることを確定判決等により証明しても、それは供託原因外の事項であるから、これによりCが右供託物の還付を受けることはできず、元の供託者は、実体上Cに対して弁済の責めを免れることはできないから、Cに対して改めて弁済しなければならず、結局、「AまたはB」の供託は、錯誤を原因に取戻すべきものである。⁽⁸⁾

これによれば、供託書にXが被供託者として記載されていない本件において、Xへの供託金還付請求権の帰属をXの実体法上の優先権に基づかせるならば、——供託は無効となるのであるから——Xにとって身の破滅である。つまり、XがYに対して実体法上優先権を有することからすれば、——かりにそれが確定判決により証明されたとしても——供託金還付請求権がXに帰属する、ということは帰結されないのである。

五 もつとも、われわれには東京地判昭和六三年二月二十六日金判八〇〇号一七頁⁽⁹⁾（以下、「六三年判決」という。）があるではないか。この判決は、死亡した者を被供託者とする供託において、その供託を死亡者の相続人を被供託者とする趣旨でなされたものと理解することによって死者を被供

託者とする供託を有効としたのではなかったのか。供託法九条によれば、「供託者カ供託物ヲ受取ル權利ヲ有セサル者ヲ指定シタルトキハ」その供託は無効である。死者は権利能力を有さないから、死者を被供託者とする供託は無効である。⁽¹⁹⁾しかしながら、この判決は、供託の趣旨を考慮することによって、すなわち、被供託者として死者の氏名しか記載されていないにもかかわらず、それを死者の相続人に対する供託として解釈することによって供託を有効としたのである。この判決によれば、供託の有効性は、単に供託書の記載だけから形式的に判断されるのではなく、供託の趣旨をも考慮して判断されるのではないか。そして、本判決も、それを考慮したことを伺わせる。⁽²⁰⁾

それでもなお、供託の有効性を判断するために供託の趣旨を一般的に考慮することができるのであろうか。すでに述べたように、本来、実体法上権利を有さない者を被供託者とする供託は無効である。そうであるならば、供託の有効性を判断するために供託の趣旨を考慮するとしても、それはあくまで例外にすぎない。実際、六三年判決もそう考えた。たしかに六三年判決は、債権者による支払請求の通知前の供託については、供託の趣旨を考慮して死者を被供

託者とする供託を有効とした。しかしながら、通知後の供託については、それを無効としている。つまり、六三年判決によっても、債務者にとつて債権者が明らかである場合には、供託の趣旨を考慮する余地はないのである。それゆえ、——もちろん、そもそも供託の趣旨を考慮することの妥当性自体も問題となりうるが、それをひとまずおくとしても——六三年判決においても、供託の趣旨は、「Aの死亡後、その相続財産の分割に関して共同相続人間に争いが生じ、約一〇年の間、本件土地の承継人が不明であった」という事情のもとで考慮されるにすぎないのである。

それでは、本件では、そのような供託の趣旨を考慮しなければならぬ事情が存在するのであろうか。もともと、本件では、問題はそう簡単ではない。われわれの前には二つの世界が存在する。一つは、現実の世界であり、実際には債務者に特例法四条二項の通知がなされていない状況であり、もう一つは、ヴァーチャルな世界であり、実際には債務者になされていない通知がなされているものとして扱われる状況である。請求原因(7)(ウ)は、この二つの世界を明確に区別していない。もちろん、本件は、債権の譲受人相互間の紛争であるから、われわれは、さしあたりヴァー

チャルな世界から出発してみよう。この世界では、Xは、Aに対して民法四六七条による通知をしている。しかも、その通知は、明らかにYらの通知よりも早い。それゆえ、Xが債権者であることは明らかである。したがって、AはXに対して支払わなければならないのであり、ここで供託の有効性を判断するために供託の趣旨や債務者の意思を持ち込む余地はない。また、請求原因が述べるように、「優先する債権譲受人の出現を予期することができる」ということも言われない。なぜなら、Xの通知がなされているとするならば、ここでは優先する債権の譲受人が「存在する」からである。

この問題を解消しようとするならば、請求原因(7)(ウ)は、現実の世界、すなわち、実際にAにはXによる通知がなされていないという状況を前提とするものとして理解すべきこととなる。しかしながら、そうであるならば、今度、請求原因(7)(ウ)が言うような意思を債務者が実際に持ちうるはずがない。なぜなら、AはXの存在を知らないからである。否、Aがそのような意思を持ちうるのか、「優先する債権譲受人の出現を予期することができる」と考えることはそもそも許されない。なぜなら、本件では、X

の債権譲渡についてAに特例法四条二項の通知がされていないからである。わが民法典は、債権譲渡につき對抗要件主義を採用した。そのため、債務者に対する通知または債務者の承諾がなければ、債権の譲渡を債務者に対抗することができない。このことは、特例法による債権譲渡についても同じである。つまり、特例法四条二項の通知をしていない債権の譲受人は、そもそも債務者に対して債権の譲渡を対抗することができないし、債務者は、その存在を予期する必要もない。したがって、請求原因が述べるように、「債務者は、特例法上の債権譲渡登記と民法上の債権譲渡通知の仕組みの違いによつて、優先する債権譲受人の出現を予期することができる」から、「同人を被供託者とする意思と推測される」ということは決して言われないのである。

六 また、本判決は、供託の私法上の性質と関連して、相続人不明の事案を持ち出す。しかしながら、相続人不明の場合に債権者不確知を理由とする弁済供託において、供託物の還付を請求し得べき者を供託書に記載することが不可能なのである。供託実務は、相続人不明の場合には、被供託者欄に「何某の相続人」と記載すべきこととしているのではないのか。⁽¹²⁾ また、相続人不明の事案においては、た

しかに供託者である債務者が相続人を確知しえないとしても、それでもなお相続人は、債務者の債権者なのである。これに対して、債権譲渡においては、債務者は、民法四六七条であれ、特例法四条であれ、通知あるいは承諾をした者だけを自己の債権者として取り扱えばよいのである。それゆえ、相続人不明の事案に関する理論を本件の解決に類推することは、場合によっては、本件の解決を誤った方向に導くおそれがある。

七 以上のように、本判決が供託金還付請求権をXに帰属させるために挙げる根拠は、これまでの供託理論によれば、おおよそ説得力をもたない。供託法と債権譲渡法との不協和音は、膠着状態をもたらす。そのため、かりにこの膠着状態が打破されるべきであるとするならば、われわれは、これまでの供託理論に固執すべきではない。債権譲渡が認められたことによつて債権者と債務者とを繋ぐ法の鎖が断ち切られることとなったが、それでもなお特例法が制定される以前は、債務者との関係において債権者たりうる者だけが第三者との関係においても債権者たりえた。しかしながら、特例法は、債務者との関係において債権者たりえない者が第三者との関係において債権者となるという何とも

奇妙な状態を作り出したのである。それゆえ、われわれがこのような前人未踏の領域において問題を適切に解決しようとするならば、これまでの供託理論に固執すべきではない。

しかも、われわれの債務者保護 (favor debitoris) の原則は、ここでは供託を無効とすることによつて債務者である供託者にそれ以上負担を課さないという限りにおいてしか機能しない。それを超えて、債権の譲受人相互間において供託金還付請求権をいずれに帰属させるか、という問題に対する答えは、債務者保護の原則からは帰結されないものである。しかしながら、そうであるならば、債権の譲受人相互間において供託金還付請求権をいずれに帰属させるか、という問題の解決は、判例・学説に委ねられるべきであろう。

こうした観点から本判決を見るならば、本判決は、債権の譲受人が特例法四条一項の登記を経由したが、同条二項の通知をしていない場合における供託金還付請求権の帰属者の判断について、実体法上の権利関係に基づいて供託金還付請求権の帰属者を判断することを明らかにしたものとして評価することができる。しかしながら、本件では、従

来の理解によるならば、本件供託は無効となるのであるから、本判決が、何故本件で実体法上の権利関係に従って供託金還付請求権の帰属者を判断することができるのかを明らかにせずに、唐突にこれまでと同じく実体法上の権利関係に従って供託金還付請求権の帰属者を判断したことには問題があると言わざるをえない。

八 それでもなお、本判決の解決について問題がないわけではない。本件では、Yらの債権譲渡が競合したため、たまたまAは供託をした。しかしながら、たとえば、Yが単独で債権を譲り受け、Aに通知をした場合には、Aは、Yに対して支払いをすることとなる。この場合、特例法四条一項の登記を経由したXは、Yに対して不当利得返還請求権を有することとなるが、その場合、Xは、Yの支払いリスクを負担するし、AからYに支払われた金銭は、Yの債権者の引当てになる。本判決によれば、XはYらの支払いリスクを回避することができるし、Yらの債権者は、引当財産を失うこととなる。何故それが正当化されるのであろうか。

本判決は、Xが特例法上Yらに債権の譲渡を対抗することができ、ということから、Xを「特例法により優先権

を有する債権の譲受人」あるいは「優先債権者」として、Xに供託金還付請求権の帰属を認めている。しかしながら、優先権あるいは優先債権者とは一体何なのか。担保法における優先権とは異なつて、ここでは所詮XがYに対して不当利得返還請求権を有するというにすぎないのではないか。

もっとも、われわれは、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備する債権の譲受人に直接譲渡債権を帰属させるという解決を知らないわけではない。たとえば、大連判大正八年三月二八日民録二五輯四四一頁は、債権の二重譲渡において、第一譲受人が確定日付のない証書によって通知をし、第二譲受人が確定日付のある証書によって通知をした場合に、第一譲受人は、譲渡を債務者に対抗することはできず、一旦取得した債権も取得しないこととなり、第二譲受人が唯一の債権者となるとしている。判例は、本来債務者との関係では問題とならないはずの確定日付を持ち出し、第三者に対する対抗要件を具備する譲受人に直接債権の帰属を認めたのである。本判決も、この考え方の延長線上に位置づけることができる。

しかしながら、第三者に対する対抗要件を具備する債権

の譲受人に直接債権を帰属させるという考え方は、民法上の債権譲渡の対抗問題について形成されたものである。これに対して、本件は、特例法上の対抗問題にかかわるのであり、特例法四条一項の譲渡登記を経由したが、同条二項の通知をしていない債権の譲受人の地位が問題なのである。つまり、このような債権の譲受人に、民法上の対抗問題におけるのと同じく、第三者に対する対抗要件の具備によって直接譲渡債権の帰属を認めることの可否が問題なのである。本判決は、両者を区別しなかった。それでもなお、右の確定日付のある証書による通知をした第二譲受人は、法律上債務者に対する対抗要件を具備している（民法四六七条一項）のに対して、特例法四条一項の譲渡登記を経由したが、同条二項の通知をしていない債権の譲受人は、債務者に対する対抗要件を具備していない（特例法四条二項）のであり、また、実際両者を区別する見解も主張されているのであるから、民法上の債権譲渡の対抗問題に関する考え方を特例法上の対抗問題に転用することにはより慎重な考慮が必要であつた。

九 最後に、なお二つの問題が検討されるべきであろう。まず、本判決は、「後に実体法上優先する債権者が出現する可

能性のある場合には」と述べ、本判決の解決がかなり一般的な射程をもったものであるが如く説示している。しかしながら、これは不適切である。これまで述べてきたところによれば、本判決の解決は、あくまで特例法上の、しかも特例法四条一項によって譲渡登記をした者が同条二項の通知をしない間に債務者が供託した場合に限定されるべきである。実体法上優先する債権者がいる場合には、債務者は、その者に対して弁済しなければならぬのであり、それにもかかわらず、その者よりも実体法上劣後する者を被供託者としてする供託は無効であり、債務者は、実体上優先する債権者に対して弁済の責めを免れない。

また、本判決は、「確定判決により実体法上債権を有することの証明がされることを条件として供託物の還付請求権が優先債権者に帰属する」としている。もちろん、本件は、これまで前例のない問題に対する判断であり、それゆえ、裁判所による判断を仰がなければならなかったのであるが、それでは今後とも常に確定判決が要求されるのであるうか。

一般に供託物の還付請求に当たっては、請求者は、その権利、すなわち、還付請求の要件を充足することを証明し

なければならぬ(供託法八条一項)。そして、通常、被供託者が確定していること、および被供託者の供託物に対する実体的請求権が確定していること、ならびに被供託者の供託物に対する実体的請求権行使の条件が成就していることが必要とされる。¹⁴⁾このうち、被供託者の供託物に対する実体的請求権が確定していることを証明する書面が、供託物の「還付を受ける権利を有することを証する書面」であり、供託物の還付請求者が供託物に対する実体的請求権を有することを、確定判決等により証明しなければならぬとされている。¹⁵⁾これによれば、供託金還付請求権の帰属については、XのYらに対する優先権だけが問題なのではなく、まさにXの実体法上の権利そのものが問題なのである。それゆえ、供託金の還付請求を受けようとする債権の譲受人は、債権譲渡を争う相手方に対して自己が優先権を有するということを証明するだけでは足りず、本判決が述べるように、供託物に対する実体的請求権が確定していることも証明する必要がある。その場合にはそれを確定判決によって証明することが必要となる。

注

- (1) 植垣勝裕・小川秀樹編著『問一答動産・債権譲渡特例法(三訂版補訂)』(商事法務、二〇〇九年)四九―五〇頁。
- (2) 坂井・三村法律事務所編『Q&A動産・債権譲渡特例法解説』(三省堂、二〇〇六年)八四頁。
- (3) なお、本判決は、「債務者は、債務の消滅を債権の譲受人に對抗できる」としているが、特例法四条二項の通知がない限り、債権の譲受人は、そもそも譲渡を債務者に対抗することができないのであり、債務者が債務の消滅を對抗する必要はない。
- (4) 本判決は、理由中(1)において、「特例法により優先権を有する債権の譲受人に帰属している」と述べているし、また、理由中(3)においても、「供託の私法上の性質を第三者に対する寄託契約であると解することは、本件のように後に実体法上優先する債権者が出現する可能性のある場合には、確定判決により実体法上債権を有することの証明がされることを条件として供託物の還付請求権が優先債権者に帰属するものと解することの障害とはならない」と述べている。
- (5) 坂井・三村法律事務所編・前掲書注(2)八二頁。
- (6) なお、優先権という表現が適切であるかは疑問である。それについては、後述する。
- (7) 浦野雄幸「不確知供託の還付権者」遠藤浩・柳田幸三編『供託先例判例百選「第二版」』(有斐閣、二〇〇一年)一四九頁。
- (8) 浦野・前掲論文注(7)一四九頁。

(9) 事案は次のとおりである。A(質貸人)とY(質借人)との間で建物所有を目的として土地の質貸借契約が締結されていたが、昭和四一年頃、建物の増改築をめぐってA・Y間に紛争が生じ、同年七月以降、Yは、地代を供託するようになった。昭和四九年一月に、Aが死亡し、Aの相続人間で相続財産の分割について争いが生じ、昭和五九年六月にXが土地所有権を取得し、所有権移転登記を経由したうえで、同年七月以降の賃料をXに支払うようYに通知した。Yは、Aの死亡を知った後もAを被供託者とする供託を続け、さらに、昭和五九年六月のXの支払請求通知後もYはAを被供託者として供託を続けた。そこで、XがYに対し賃料不払いを理由として質貸借契約を解除し、土地の明渡しを求めた。

六三年判決は、昭和五九年六月にXからYに対してなされた支払請求通知の前後で供託の効力を区別し、通知後の供託については、賃料をXに対して支払うべきであるから、Aを被供託者とする供託は被供託者を誤ったものとして無効とした。これに対して、通知前の供託については、「Aの死亡後、その相続財産の分割に関して共同相続人間に争いが生じ、約一〇年の間、本件土地の承継人が不明であったこと」から、本件供託を「Aの相続人を被供託者とする趣旨でなされたもの」として、死者を被供託者とする供託を有効とした。

なお、六三年判決は、Xの支払請求通知後の供託を無効としたが、XのYに対する質貸借契約の解除および土地明渡し請求については、当事者間の信頼関係が破壊されたと認めるこ

とはできないとして否定している。

(10) 平井一雄「死者を被供託者とする供託物還付請求」遠藤浩・柳田幸三編『供託法先例百選「第二版」』(有斐閣、二〇〇一年)一五五頁。

(11) 本判決は、Xに供託金還付請求権が帰属する理由として、Xの請求原因(7)も援用している。

(12) 海老澤毅『供託法・司法書士法』(法学書院、二〇〇六年)二八頁。

(13) たとえば、譲渡禁止特約付債権が譲渡され、その後、譲渡人の債権者が差押えをしたため、債務者が供託をした場合には、債権譲渡が有効であれば、債権の譲受人が供託金の還付請求権を取得するとされている(海老澤・前掲書注(12)一三〇―一頁)。これに対して、債権が譲渡され、特例法四条一項の譲渡登記を経由したが、同条二項の通知をしていない段階で、譲渡人の債権者が当該債権を差押えてきた場合において、債務者が供託をしたときは、供託金の払渡しを受けることができるのは、差押債権者または差押債務者に限定され、譲受人は、供託金の払渡しを受けることができず、別途、不当利得返還請求権を行使するなどの措置をとることが必要になるとされている(植垣・小川編・前掲書注(1)五九―六〇頁)。

(14) 海老澤・前掲書注(12)五〇頁、浦野・前掲論文注(7)一四八頁。

(15) 浦野・前掲論文注(7)一四八頁。

なお、本判決の評釈として、浅井弘章『銀行法務21』七〇六号（二〇〇九年）五四頁がある。

※本稿は、平成二二年度～平成二四年度科学研究費補助金（若手研究（B）、課題番号21730668）（研究代表・遠山純弘）および小樽商科大学地域研究会「グローバリズムと地域経済」の成果の一部である。